

岡谷市文化会館条例等の一部を改正する条例

2019年10月に消費税率が8%から10%に改正されるため、
条例に定める各施設の使用料等を改正する。

教育委員会所管の対象条例

- ・岡谷市イルフプラザ条例
- ・岡谷市公民館条例
- ・岡谷市塩嶺野外活動センター条例
- ・市立岡谷美術考古館条例
- ・旧林家住宅条例
- ・旧渡辺家住宅条例
- ・岡谷市スポーツ施設条例
- ・岡谷市学校体育施設使用料条例

【改定の方法】

原則として、現行料金に110/108を乗じた額とし、10円未満は四捨五入

※平成26年度(消費税率8%引上げ時)以降、料金改定が行われていないものは
110/105を乗じた額とし、10円未満は四捨五入

※四捨五入の関係で過去一度も改定を行っていないものは、110/100で算出

※110/108もしくは110/105の四捨五入により、改正なしとなったものについては
切り上げ

【施行年月日】 2019年10月1日

参考:その他の対象条例

岡谷市文化会館条例、日本童画美術館条例、岡谷太鼓道場条例、
市立岡谷蚕糸博物館条例、おかや総合福祉センター条例、岡谷市霊園条例、
テクノプラザおかや条例、岡谷市勤労青少年ホーム条例、岡谷市勤労会館条例、
岡谷市道路占用料徴収条例、岡谷市公共物管理条例、岡谷市岡谷駅前広場等条例、
岡谷市駐車場条例、岡谷市岡谷駅前自転車駐車場条例、岡谷市都市公園条例、
岡谷市温泉事業給湯条例、岡谷市水道事業給水条例、岡谷市下水道条例、
岡谷市民病院指定居宅サービス等の料金に関する条例

◆生涯学習館

使用料(1時間につき)

単位:円

部屋名	現行		改定後		増減	
	非営利	営利	非営利	営利	非営利	営利
第1研修室	150	450	160	480	10	30
第2研修室	150	450	160	480	10	30
第3研修室	100	300	110	330	10	30
第4研修室	100	300	110	330	10	30
第5研修室	100	300	110	330	10	30
第6研修室	100	300	110	330	10	30
第7研修室	260	780	270	810	10	30
第1多目的ホール	410	1,230	420	1,260	10	30
第2多目的ホール	260	780	270	810	10	30
調理実習室	510	1,530	520	1,560	10	30
第1和室	260	780	270	810	10	30
第2和室	210	630	220	660	10	30
第3和室	150	450	160	480	10	30
第4和室	150	450	160	480	10	30
第1ダンス室・音楽室	620	1,860	630	1,890	10	30
第2ダンス室・音楽室	620	1,860	630	1,890	10	30
音楽スタジオ	210	630	220	660	10	30
録音室	100	300	110	330	10	30
工作室	150	450	160	480	10	30
第1会議室	100	300	110	330	10	30
第2会議室	100	300	110	330	10	30
IT研修室	260	780	270	810	10	30
催事場	870	2,610	890	2,670	20	60

冷暖房費(1時間につき)

単位:円

部屋名	現行	改定後	増減
第1研修室	50	60	10
第2研修室	50	60	10
第3研修室	50	60	10
第4研修室	50	60	10
第5研修室	50	60	10
第6研修室	50	60	10
第7研修室	100	110	10
第1多目的ホール	100	110	10
第2多目的ホール	100	110	10
調理実習室	150	160	10.0
第1和室	100	110	10
第2和室	50	60	10
第3和室	50	60	10
第4和室	50	60	10
第1ダンス室・音楽室	210	220	10
第2ダンス室・音楽室	210	220	10
音楽スタジオ	50	60	10
録音室	50	60	10
工作室	50	60	10
第1会議室	50	60	10
第2会議室	50	60	10
IT研修室	100	110	10
催事場	260	270	10

◆公民館

使用料(1時間につき)

単位:円

	部屋名	現行	改定後	増減
湊公民館	実習室□	150	160	10
	会議室□	260	270	10
	学習室	310	320	10
	和室	100	110	10
	講堂	620	630	10
川岸公民館	講義室	150	160	10
	実習室□	210	220	10
	第1会議室	210	220	10
	第2会議室	150	160	10
	学習室	310	320	10
	和室	100	110	10
	講堂	820	840	20
長地公民館	講義室	210	220	10
	実習室□	260	270	10
	第1会議室□	260	270	10
	第2会議室□	310	320	10
	学習室	410	420	10
	和室	150	160	10
	講堂	870	890	20

◆塩嶺野外活動センター

センターハウス使用料

単位:円

区 分	現行		
	高校生以下	一般	
		市内在住	市外在住
1人日帰り	210	310	510
1人1泊	1,540	1,540	2,060

区 分	改定後			増減		
	高校生以下	一般		高校生以下	一般	
		市内在住	市外在住		市内在住	市外在住
1人日帰り	220	320	520	10	10	10
1人1泊	1,570	1,570	2,100	30	30	40

	現行	改定後	増減
シーツ使用実費徴収金	210	220	10
シャワー使用実費徴収金	100	110	10

キャンプ場使用料

単位:円

区分	単位	現行	改定後	増減
日帰りキャンプ	10人以下	510	520	10
宿泊キャンプ	1泊1張	770	780	10

◆市立岡谷美術考古館

入館料

単位:円

区分				現行	改定後	増減
入館料	一般	個人	1回につき	350	370	20
			年間入館券	1,000	1,050	50
			2館共通券	650	660	10
			3館共通券	900	920	20
			5館共通券	1,100	1,120	20
		団体	1人1回につき	250	260	10
	高校生	個人	1回につき	350	370	20
			年間入館券	1,000	1,050	50
			2館共通券	600	610	10
			3館共通券	700	710	10
			5館共通券	900	920	20
		団体	1人1回につき	250	260	10
	中学生	個人	1回につき	150	160	10
			2館共通券	300	310	10
			3館共通券	500	510	10
			5館共通券	600	610	10
		団体	1人1回につき	100	110	10
	小学生	個人	1回につき	150	160	10
			2館共通券	300	310	10
			3館共通券	350	360	10
			5館共通券	400	410	10
		団体	1人1回につき	100	110	10

施設使用料

(単位:円)

区分		現行	改定後	増減
企画展示室	1室1日につき (入場料を徴収しない場合)	5,000	5,240	240
	1室1日につき (入場料を徴収する場合)	10,000	10,480	480
交流ひろば	1区画1日につき (入場料を徴収しない場合)	600	630	30
	1区画1日につき (入場料を徴収する場合)	1,800	1,890	90
第1多目的スペース	1室1時間につき	200	210	10
第2多目的スペース	1室1時間につき	100	110	10

◆旧林家住宅

単位:円

区分				現行	改定後	増減
入館料	一般	個人	1回につき	570	580	10
			2館共通入館券	650	660	10
			3館共通入館券	900	920	20
			5館共通入館券	1,100	1,120	20
		団体	1人1回につき	360	370	10
	高校生	個人	1回につき	570	580	10
			2館共通入館券	600	610	10
			3館共通入館券	700	710	10
			5館共通入館券	900	920	20
		団体	1人1回につき	360	370	10
	中学生	個人	1回につき	260	270	10
			2館共通入館券	300	310	10
			3館共通入館券	500	510	10
			5館共通入館券	600	610	10
		団体	1人1回につき	100	110	10
	小学生	個人	1回につき	260	270	10
			2館共通入館券	300	310	10
			3館共通入館券	350	360	10
			5館共通入館券	400	410	10
		団体	1人1回につき	100	110	10

区分			現行	改定後	増減
使用料	4時間未満	全館使用	5,140	5,240	100
		部分使用	3,090	3,150	60
	4時間以上	全館使用	10,290	10,480	190
		部分使用	5,140	5,240	100

◆旧渡辺家住宅

単位:円

区分				現行	改定後	増減
入館料	一般	個人	1回につき	310	320	10
			2館共通入館券	650	660	10
			3館共通入館券	900	920	20
			5館共通入館券	1,100	1,120	20
		団体	1人1回につき	210	220	10
	高校生	個人	1回につき	310	320	10
			2館共通入館券	600	610	10
			3館共通入館券	700	710	10
			5館共通入館券	900	920	20
		団体	1人1回につき	210	220	10
	中学生	個人	1回につき	150	160	10
			2館共通入館券	300	310	10
			3館共通入館券	500	510	10
			5館共通入館券	600	610	10
		団体	1人1回につき	100	110	10
	小学生	個人	1回につき	150	160	10
			2館共通入館券	300	310	10
			3館共通入館券	350	360	10
			5館共通入館券	400	410	10
		団体	1人1回につき	100	110	10

区分			現行	改定後	増減
使用料	4時間未満	全館使用	2,060	2,100	40
		部分使用	1,030	1,050	20
	4時間以上	全館使用	3,090	3,150	60
		部分使用	2,060	2,100	40

●スポーツ施設使用料

【市営岡谷球場】

(1) 専用使用料

現行

区分		使用単位	① 使用料	② 改正使用料	②-①
			円		
入場料を徴収する場合		1 時間	7,750	7,880	130
入場料を徴収しない場合	全面使用	1 時間	1,240	1,260	20
	半面使用	1 時間	620	630	10

(2) 附属設備等使用料

区分	使用単位	① 使用料	② 改正使用料	②-①
		円		
電光掲示板	1 式 1 回	2,060	2,100	40
放送施設	1 式 1 回	2,060	2,100	40
野球用具	1 件 1 回	100	110	10

【岡谷市民川岸スポーツ広場】

区分		使用単位	① 使用料	② 改正使用料	②-①
			円		
専用使用	全面使用	1 時間	920	940	20
	半面使用	1 時間	460	470	10
体育用具		1 件 1 回	100	110	10

【岡谷市民湖畔広場】

区分		使用単位	① 使用料	② 改正使用料	②-①
			円		
専用使用	全面使用	1 時間	820	840	20
	半面使用	1 時間	410	420	10
体育用具		1 件 1 回	100	110	10

【岡谷市民総合体育館】

(1) 専用使用料

区分			① 午前 9 時から 午後 9 時 30 分まで 2 時間 につき	② 改正使用料	②-①
			円		
西体育館	入場料等を徴収しない場合	体育に使用する 場合	3,680	3,840	160
		その他の場合	7,360	7,680	320
	入場料等を徴収する場合	体育に使用する 場合	7,360	7,680	320
		その他の場合	14,720	15,360	640
	営利、営業を目的として使用する 場合		55,200	57,600	2,400
東体育館	入場料等を徴収しない場合	体育に使用する 場合	3,120	3,240	120
		その他の場合	6,240	6,480	240
	入場料等を徴収する場合	体育に使用する 場合	6,240	6,480	240
		その他の場合	12,480	12,960	480
	営利、営業を目的として使用する 場合		46,800	48,600	1,800

柔道場	1,040	1,080	40
剣道場	1,040	1,080	40
弓道場	1,040	1,080	40
第1会議室	420	440	20
第2会議室	420	440	20
第3会議室	420	440	20

(2) 個人使用料

(2) 個人使用料		①	②		
区分		一般	改正使用料	②-①	
西体育館、東体育館、柔道場、剣道場、弓道場、トレーニング室、会議室	1人2時間につき	円			
		一般	210	220	10
	回数券（11枚綴）	小中学生	100	110	10
		一般	2,100	2,200	100
		小中学生	1,000	1,100	100

(3) 附属設備等使用料

区分	使用単位	① 使用料	② 改正使用料	②-①
移動式バスケットボールゴール（専用使用の場合に限る。）	1台 1回	円 100	110	10
電光掲示板	1式 1回	1,030	1,050	20
フロアシート	1式 1回	510	520	10
音響設備	1式 1回	510	520	10
体育用具	1セット 1回	100	110	10

【岡谷市営庭球場】

(1) 専用使用料

区分	使用単位	① 使用料	② 改正使用料	②-①
コート1面専用使用	1時間	770	780	10

(2) 個人使用料

区分	区分	① 使用料	② 改正使用料	②-①
1人2時間につき	一般	円 210	220	10
	小中学生	100	110	10
回数券（11枚綴）	一般	2,100	2,200	100
	小中学生	1,000	1,100	100
通年使用券	一般	10,500	11,000	500
	小中学生	4,100	4,400	300

【岡谷市民水泳プール】

(1) 専用使用料

区分	使用単位	① 使用料	② 改正使用料	②-①
1コース	1時間	2,060	2,100	40

(2) 個人使用料

区分	区分	① 使用料	② 改正使用料	②-①
1人1回につき	一般	円 460	470	10
	小中学生	260	270	10
回数券（11枚綴）	一般	4,600	4,700	100
	小中学生	2,600	2,700	100

【岡谷市やまびこ国際スケートセンター】

(1) 専用使用料

区分	① 使用料	② 改正使用料	②-①
1 時間	26, 230	26,720	490

(2) 個人使用料

区分	一般	高校生	改正使用料	②-①
滑走券	円			
	一般	1, 050	1, 070	20
	高校生	840	860	20
	中学生以下	420	430	10
	回数券 (6 枚綴)	一般	5, 250	100
	高校生	4, 200	4, 300	100
	中学生以下	2, 100	2, 150	50
	シーズン券	一般	26, 250	500
	高校生	21, 000	21, 500	500
入場券	中学生以下	10, 500	10, 750	250
	円			
	1回券 (共通券)	210	220	10
	回数券 (6枚綴)	1, 050	1, 100	50
	シーズン券	5, 250	5, 500	250

(3) 附属設備等使用料

区分	使用単位	使用料	改正使用料	②-①
		円		
コインロッカー	1 回	100	100	0
貸靴	1 回	520	530	10
その他の器具	1 回	市長が別に定める額		

【岡谷市学校体育施設】

区分	時間	① 使用料	② 改正使用料	②-①
大体育館	1時間	420	440	20
小体育館	1時間	210	220	10
格技室	1時間	260	270	10
校庭	1時間	420	440	20

●スポーツ施設照明料、冷暖房料

【市営岡谷球場】

(1) 照明料

区分	時間	① 使用料	② 改正使用料	②-①
野球用	1時間	2,240	2,280	40
ソフトボール用	半面	1,310	1,330	20
	全面	1,830	1,860	30

【岡谷市民川岸スポーツ広場】

(1) 照明料

区分	時間	① 使用料	② 改正使用料	②-①
ソフトボール用	半面	1,220	1,240	20
	全面	1,400	1,430	30
サッカー用	1時間	1,160	1,180	20

【岡谷市民総合体育館】

(1) 照明料

(1)照明料

区分	明るさ(照明量)	面数	① 使用料	② 改正使用料	②-①
西体育館 体育室	300LX	1/8面	60	70	10
		1/4面	120	130	10
		1/2面	240	250	10
		全面	420	430	10
	500LX	1/8面	100	110	10
		1/4面	200	210	10
		1/2面	400	410	10
		全面	660	670	10
	700LX	全面	900	920	20
	1000LX	1/8面	200	220	20
		1/4面	400	420	20
		1/2面	800	820	20
		全面	1,320	1,340	20
	2000LX	全面	2,400	2,440	40
東体育館 体育室	500LX	1/6面	120	130	10
		1/2面	360	370	10
		全面	680	690	10
柔剣道場	500LX	全面	480	490	10

(2) 冷暖房料

区分		① 使用料	② 改正使用料	②-①
西体育館	体育室(暖房のみ)	7,500	7,640	140
	第1会議室、大会運営室、応接室	200	210	10
	医務室、更衣室、エントランスホール	無料	無料	
東体育館	体育室(暖房のみ)	1,700	1,730	30
	柔道場(暖房のみ)	400	410	10
	剣道場(暖房のみ)	400	410	10
	弓道場(暖房のみ)	200	210	10
	2A会議室、2B会議室	200	210	10
	大会運営室及び応接室(暖房のみ)	200	210	10

【岡谷市営庭球場】

(1) 照明料

区分	明るさ(照明量)	面数	① 使用料	② 改正使用料	②-①
コート	300LX	1面	570	580	10
	500LX		630	640	10

●学校体育施設使用料

(1) 専用使用料

学校体育施設名	① 使用料	② 改正使用料	②-①
	円		
大体育館	420	440	20
小体育館	210	220	10
格技室	260	270	10
校庭	420	440	20

●学校体育施設照明料

(1) 照明料

小学校

学校名	区分	① 使用料	② 改正使用料	②-①
神明小	大体育館	100	110	10
	校庭	1,220	1,240	20
小井川小	大体育館	90	100	10
	校庭	300	310	10
岡谷田中小	大体育館	140	150	10
川岸小	大体育館	260	270	10
	小体育館	50	60	10
長地小	大体育館	80	90	10
	校庭	350	360	10
上の原小	大体育館	220	230	10
湊小	大体育館	60	70	10

中学校

学校名	区分	① 使用料	② 改正使用料	②-①
北部中	大体育館	200	220	20
	小体育館	120	130	10
	格技室	30	40	10
南部中	大体育館	320	340	20
	小体育館	150	160	10
	格技室	60	70	10
東部中	大体育館	120	130	10
西部中	大体育館	200	210	10
	小体育館	120	130	10